

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

申立期間前後の国民年金保険料は申請免除になっているのに、申立期間のみが未納とされている。市役所で保険料の免除申請の手続をした記憶があるので、申立期間の保険料が免除承認となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎年、国民年金保険料の免除申請を市役所で行っていたと申し立てており、オンライン記録から平成5年度及び6年度については、各年度の5月に、また、8年4月から9年1月までについては、8年5月に保険料の免除申請が行われ、いずれも免除の承認を受けていることが確認できる。

また、申立期間当時、市役所では前年度に国民年金保険料の免除を受けていた被保険者に対して、免除申請の案内を行っていたとしている上、申立人は当時、学生であり、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は無かったと考えられることから、申立期間のみ免除申請を行わなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、20歳到達直後に国民年金の加入手続及び保険料の免除申請を行っており、国民年金制度に対する理解の深さがうかがえるとともに、申立期間以外に未納は無く、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月

平成8年12月20日に会社を退職し、その数日後に市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。しばらくして届いた納付書により、申立期間の保険料を納付したので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年12月20日に勤務先の会社を退職し、その数日後に市役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしており、市の回答から、申立人が同年12月27日に国民健康保険の加入手続を行っていることが確認できるとともに、市の職員は、「当時、国民健康保険の加入手続に来られた方については、その場で国民年金への加入を案内していた。」と証言していることから、申立期間について国民年金の加入手続が行われ、納付書が交付されていたものと考えられる。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額とおむね一致する。

さらに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年8月から10年7月までの標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年8月1日から10年8月1日まで
ねんきん定期便を見ると、申立期間について厚生年金保険料の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、実際は59万円の標準報酬月額に基づいて給与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成9年8月から10年7月までは59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月1日以降の同年12月18日付けで、遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか3人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成10年1月から同年7月までについては、平成10年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料控除額から試算した厚生年金保険料により、59万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間当時の商業登記簿謄本から、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認でき、同僚から「申立人は、営業を主たる業務とし、社会保険事務に係る業務には無関係であった。」との証言があることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成9年8月から10年7月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成8年10月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から17年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与と比べて低い。この間、給与の支給額に変化は無かったので、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成8年10月について、元同僚3名が所持する給与明細書及び複数の元役員の証言等から、申立人がその主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが推認できる。

また、平成8年10月の標準報酬月額については、申立人に係る同年9月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、元事業主も不明としている上、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成8年11月から17年7月までの期間については、元同僚3名が所持する当該期間の一部に係る給与明細書を見ると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、このほかに厚生年金保険料の控除額が確認できる資料は見当たらないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月1日から9年7月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、7年1月から8年9月までは17万円、同年10月から9年6月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から9年7月31日まで
申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額と給与支給明細書の保険料控除額が合致していないので、適正な額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持している給与所得の源泉徴収票及び給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額を、平成7年1月から8年9月までは17万円、同年10月から9年6月までは19万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見

合う標準報酬月額と、オンライン記録上で確認できる標準報酬月額が平成7年1月から9年6月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年1月1日までの期間については、申立人は、給与支給明細書等を所持しておらず、当該事業所は12年10月13日に破産終結しており、事実上の経営者であった取締役とも連絡が取れないことから、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額が確認できない。

また、申立人の標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 21 日から 37 年 4 月 26 日まで

年金をもらう手続をしたときに、申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので申立てした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和38年8月30日に支給決定されている上、申立人が勤務していたA事業所は、37年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票において、申立人の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和37年2月*日に婚姻し改姓していることから、当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が受給したとされる脱退手当金は、申立期間以前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、最初に就職した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

2 また、申立期間のうち、平成5年10月1日から12年11月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から12年9月までは59万円、同年10月は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年10月から12年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から12年11月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年12月から5年9月までのA社における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、53万円とされていたところ、同年4月26日付けで、遡^{そきゆう}及して15万円に減額訂正されていることが確認でき、同僚5人についても、同年4月26日又は同年4月28日付けで、同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人及び当時の取締役は、「申立人は、当時、システムエンジニアであり、厚生年金保険事務や経理は、社長が一人で行っており、申立人の関与は無かった。」旨供述している。

さらに、当該取締役は、「当時、会社は資金繰りに苦勞しており、給与の遅配があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月26日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

なお、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で15万円と記録されているところ、当該処理については^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 一方、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月から12年10月までについて、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から12年9月までは59万円、同年10月は62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、長期間にわたって一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から50年12月まで
母親から勧められたため、役場で国民年金に加入し、保険料を納めた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親に勧められて昭和49年ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人から聴取しても当時の記憶は不明瞭であり、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその母親は既に他界しているため、当該期間における加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には「はじめて被保険者となった日 昭和51年1月30日」と記載されており、A町が保管する国民年金被保険者名簿においても、同日に任意加入したことが確認できる。

さらに、国民年金に任意加入する場合、制度上さかのぼって加入することができず、加入手続きを行った日が資格取得日となることから、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間における国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1045 (事案 8 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 8 月 20 日から 19 年 10 月 1 日まで
昭和 18 年 8 月から A 事業所に勤務し、肉体労働者として電気溶接の業務に従事していたが、厚生年金保険の加入期間は 19 年 10 月 1 日からとなっている。当時の労働者年金保険法では、肉体労働者は被保険者となるはずであり、終戦後に B 事業所に就職した際の「職員履歴カード」からも、自分が申立期間当時、肉体労働に従事していたことが確認できるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、A 事業所は昭和 20 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格取得年月日は 19 年 6 月 1 日となっているものの、同年 10 月の厚生年金保険法改正に伴う適用範囲の拡大対象者として取り扱われた旨の記載があり、申立人が、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの同法施行の準備期間の後、同年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者として取り扱われたことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 24 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、終戦後に就職した B 事業所における「職員履歴カード」を提出しており、これを見ると、B 事業所において「技工手伝い」として採用されたことが確認でき、申立人は、「通常は『技工見習い』となる」ところ、自分は前職での経験から電気溶接の技能を有していたため、

採用当初から『技工手伝い』となったのであり、これは、A事業所において肉体労働者として勤務し、労働者年金保険法の定める被保険者としての要件を満たしていたことの裏付けである。」と主張している。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和19年4月1日であり、申立期間当時、申立人と同一の業務に従事していた新たに判明した元同僚3人については、いずれも同年10月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人は、昭和18年に高等小学校を卒業して入社したとすることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同年齢の被保険者50人を抽出して調査したが、いずれも厚生年金保険の資格取得年月日は19年10月1日となっている。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1046

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 16 日から 39 年 4 月 6 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、この間、A社に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時の同僚についての具体的な記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚二人を含む複数の同僚は、申立人について覚えておらず、申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所は既に解散しており、事業主を特定することができず、申立期間における厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間について申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の記録では、昭和 59 年 3 月 21 日に資格喪失したことになっているが、同月 21 日から同月 31 日までは、残っていた年次有給休暇を取得した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人のA社における離職日の翌日は昭和 59 年 3 月 21 日であり、オンライン記録上の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と一致している。

また、事業主は、「申立期間当時の関係資料は残存しておらず、厚生年金保険に関する届出、保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主は既に他界しており、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人と同様に月の途中で被保険者資格を喪失している同僚は、当該事業所の退職時において年次有給休暇を集中的に取得できたかについては「取得できなかった。」としており、複数の同僚は「A社は退職日を月の末日としていなかった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 13 日から平成元年 10 月 1 日まで
③ 平成 12 年 9 月 1 日から 16 年 1 月 1 日まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社に勤務していたが、ねんきん定期便を見て自分の標準報酬月額を確認したところ、いずれも当時もらっていた給与と比べて低すぎる。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所(当時)の標準報酬月額の記録よりも高い額の給与を支給されていたと供述しているが、A社が保管する、「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる標準報酬月額の記録と一致していることから、同社が、申立人の標準報酬月額について、社会保険事務所の記録どおりの届出を行っていたことが確認できる。

また、A社は、「申立人は営業職であったと思われるが、同時期に入社した営業職の者は、申立人と同様、いずれも一般職の約2倍の標準報酬月額になっている。」としており、申立人の標準報酬月額は、他の従業員と比較して特段低いなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「入社時の給料は少なかったが、翌月から手当が10万円ついた。その後は歩合給だったこともあり、1,000万円以上の年収があった。」と供述しているが、当該事業所は、「申立期間当時の事務担当者は在職しておらず、資料も残っていないため、当時の給料、厚生年金保険の届出等については分からない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、当該期間のうち昭和63年8月から平成元年9月までの標準報酬月額が47万円と記録されており、これは当時の標準報酬月額の最高額であることから、当該期間の記録を訂正することはできない。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、C社が保管する、賃金台帳兼源泉徴収簿から確認できる申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、町役場から提出された住民税決定証明書における給与所得金額及び社会保険料控除額は、上述の賃金台帳兼源泉徴収簿の記録と一致している。

さらに、申立人の所持する銀行口座取引明細書では、給与振込額は確認できるものの、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

なお、申立期間①、②及び③における申立人の標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 4 年 7 月 1 日まで

A社は、昭和 63 年 10 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所になっており、私も同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したが、年金事務所の記録では、平成 4 年 7 月 1 日から被保険者になっている。私は、同社で経理事務を担当しており、社会保険の諸手続はすべて私が行っていたので、自分の記録が無いとは考えられない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A社の社会保険に関する手続はすべて私自身が行っていたので、自分が厚生年金保険に加入していないのはおかしい。」としているが、厚生年金保険の届出、保険料の納付については、「社会保険事務所（当時）には、国保組合から算定届等を提出してもらっていたし、保険料の納付については、口座から引き落とされていたので、自分の保険料が引かれていたか否かについて詳しいことは分らない。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、入院していたこともあり、給料が安く健康保険は父親の国保組合の扶養家族になっていた。」と回答している。

加えて、申立人の当該事業所における厚生年金保険資格取得日は平成 4 年 7 月 1 日であるところ、当該処理は同年 8 月 21 日に行われており、オンライン記録上に不自然な点は見受けられず、申立人の年金手帳を見ると、氏名変更の処理も同日に行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を給与から控除され

ていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1050(事案 139 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年6月23日まで
申立期間当時、A社B工場に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、健康保険証の整理番号に欠番は無く、そこに申立人の氏名は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の決定に納得できないとしているが、再申立てに当たり新たな資料は提出しておらず、申立人から再聴取しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。